

旭川市備蓄計画の改定について

1 旭川市備蓄計画の概要

旭川市備蓄計画は、本市における備蓄の在り方等に係る基本的な方針を示すため、災害対策基本法や本市防災基本条例及び地域防災計画に基づき、平成27年度に策定しました。

同計画に基づき食料品や生活必需品などを整備し、市内の小中学校等に分散配置していますが、令和6年1月に発生した能登半島地震における被災状況や国の防災基本計画の改定内容等を踏まえ、令和8年2月に計画を改定しました。

2 主な改定内容

(1) 能登半島地震などを踏まえた備蓄目標数の見直し

能登半島地震における実例として、国等からの応急生活物資が被災地に到着したのは発災後2日目以降であったこと等を踏まえ、発災後1日分の物資を市の備蓄で賄うよう備蓄目標数の見直しを行いました。

(2) 備蓄品目の拡充

要配慮者に配慮した介護食や液体ミルク、パン類の備蓄を開始するほか、スフィア基準等を考慮したトイレの拡充、おむつ、女性用生理用品の確保など、備蓄品目の充実を図ります。

	改定前	改定後
①備蓄目標数	発災後1日分の物資（食料品・生活必需品）について、2/3を市の備蓄、1/3を国、北海道からの支援及び協定締結先からの調達で賄う	発災後1日分の物資について、全て市の備蓄で賄う
②主食	アルファ化米、25年長期保存食	アルファ化米、25年長期保存食 パン
③介護食	なし	発災後1日分を備蓄する
④乳児用ミルク	粉ミルク	粉ミルク、液体ミルク
⑤トイレ	簡易トイレ（1避難所に男性用1個、女性用2個）	簡易トイレ（1避難所に男性用1個、女性用3個）、携帯トイレ
⑥おむつ 生理用品	協定等により確保し、現有数維持	発災後1日分を備蓄する

(3) 良好な避難所環境を確保するための資機材整備

国の防災基本計画改定により、災害対応の方向性が示されたことを踏まえ、要配慮者等避難者の災害関連死の防止を目的として、発災直後から良好な避難所環境を整えるため、ポータブル電源や避難所用テント、段ボールベッドなどの資機材を整備します。

3 今後の予定

令和8年度以降については、改定した計画に基づき各種備蓄品を整備する予定です。

旭川市備蓄計画

【令和7（2025）年度改定版】

旭川市防災安全部防災課

目 次

【本編】

1	はじめに	1
2	基本的な考え	1
3	市民備蓄	2
4	事業者等の備蓄	3
5	備蓄・調達イメージ図	4
6	備蓄物資支給対象者及び必要数	5
7	公的備蓄品目及び数量	6
8	流通在庫備蓄	13
9	備蓄整備品目等の調査・研究	14
10	備蓄倉庫	14

【資料】 旭川市備蓄品一覧

1 はじめに

旭川市では、以前から災害発生時における備蓄品として、食料や生活必需品などを一定量備蓄してきた。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、各自治体において備蓄品の輸送等、様々な課題が浮き彫りとなり、この課題を早急に解決する必要があることが明白となったことから、災害対策基本法、旭川市防災基本条例、旭川市地域防災計画に基づき、今後の備蓄の在り方等に係る基本的な方針を示すため平成27年に「旭川市備蓄計画」を策定した。以降、5年ごとに見直しを行い、新たな課題が生じた場合には、その都度検討を加え修正することとした。

本計画に基づき、本市では、自助・共助を基本に、市民による日頃からの家庭内備蓄を推進するとともに、市民・事業者・市が、日頃からの備えや災害時の適切な対策を講じることができるよう体制強化を進めてきた。一方、国では迅速に物資を被災地に届けるための支援体制の整備を進めてきており、こうした国の動向等を勘案し、令和2年に改定を行った。

令和7年度は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震における備蓄の在り方等の課題を踏まえた改定を行う。

2 基本的な考え

旭川市では、備蓄に対する基本的な考え方を次のように取りまとめ、この基本的な考え方に従って備蓄していくこととする。

1 市民備蓄・事業所等における備蓄の推進

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、平常時から災害に備え、各家庭や事業所等において最低3日以上（7日以上が望ましい）の食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄を推進することとする。

2 事業所による流通備蓄

災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ協定を結び、災害時に不足する食料等を避難所等へ迅速に配分する。

3 旭川市による備蓄

大災害や局地的な災害時に備えて常に必要な物資を避難所等に配備、配送できる環境を確保する。

3 市民備蓄

旭川市では、市民備蓄を推進している。より一層の市民備蓄の向上を目指して、積極的に広報や啓発を進めていくこととする。

★ ローリングストック法

家庭内備蓄については、普段から購入している飲料水や食料品等を計画的に使用し、使用した分だけ新たに買い足すという方法で最低3日以上以上の備蓄を行う。

★ 各家庭において何が必要なのかを考え、災害時に備えて備蓄を行う。

★ すぐに必要なものは、非常持出品としてリュックサックなどに入れ、いつでも持ち出せる場所に置いておく。

★ 各家庭にある資機材は避難所で有効活用する。（キャンプ用品・バケツ・鍋など）

◆ 非常持出品の例

- ・ 飲料水（3日以上）
- ・ 調理せず食べることができる食品（缶詰、お菓子、栄養補助食品、保存食など）
- ・ 懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話（充電器含む）、モバイルバッテリー、乾電池、救急医療品、衛生用品、防寒用品、軍手、上履き（スリッパ、運動靴など）、携帯トイレ、衣類（下着）、ハサミ、万能ナイフなど
- ・ 通帳、印鑑、キャッシュカード、運転免許証、マイナンバーカードなどの貴重品
- ・ 常備薬など
- ・ マスク、体温計、アルコール消毒液など

◆ 備蓄品の例

- ・ 飲料水、缶詰、レトルト食品などの食料品
- ・ カセットコンロ（ボンベ）
- ・ 簡易トイレ
- ・ 衛生用品、ウェットティッシュ

4 事業者等の備蓄

事業者等は、災害発生時において来場者や従業員等の安全確保を第一に取り組むとともに、帰宅が困難な場合や事業継続を行うために必要な備蓄を行う必要がある。

特に、ライフラインについては、復旧のめどが立つまでには数日を要することもあるため、3日分以上の食料の備蓄を確保し、可能であれば帰宅等の安全が確認できるまでの間、従業員を待機させる対策をとる。

また、定期的な防災訓練等において備蓄食料を使用することにより、定期的な更新を図るとともに、従業員の防災意識の向上を図る必要がある。

◆ 事業所等で用意することが望ましい例

- ・ 飲料水、従業員の食料（3日分以上）
- ・ 医薬品
- ・ 携帯トイレ
- ・ 防水シート
- ・ テント
- ・ ラジオ
- ・ 乾電池
- ・ ヘルメット
- ・ 軍手
- ・ 懐中電灯
- ・ 長靴
- ・ 防寒具（毛布・寝袋など）
- ・ 発電機
- ・ マスク、体温計、アルコール消毒液など

◆ 従業員が個人で用意することが望ましい例

- ・ 飲料水
- ・ 携帯電話（充電器含む）
- ・ 携帯ラジオ
- ・ 携帯食料

【保管場所】

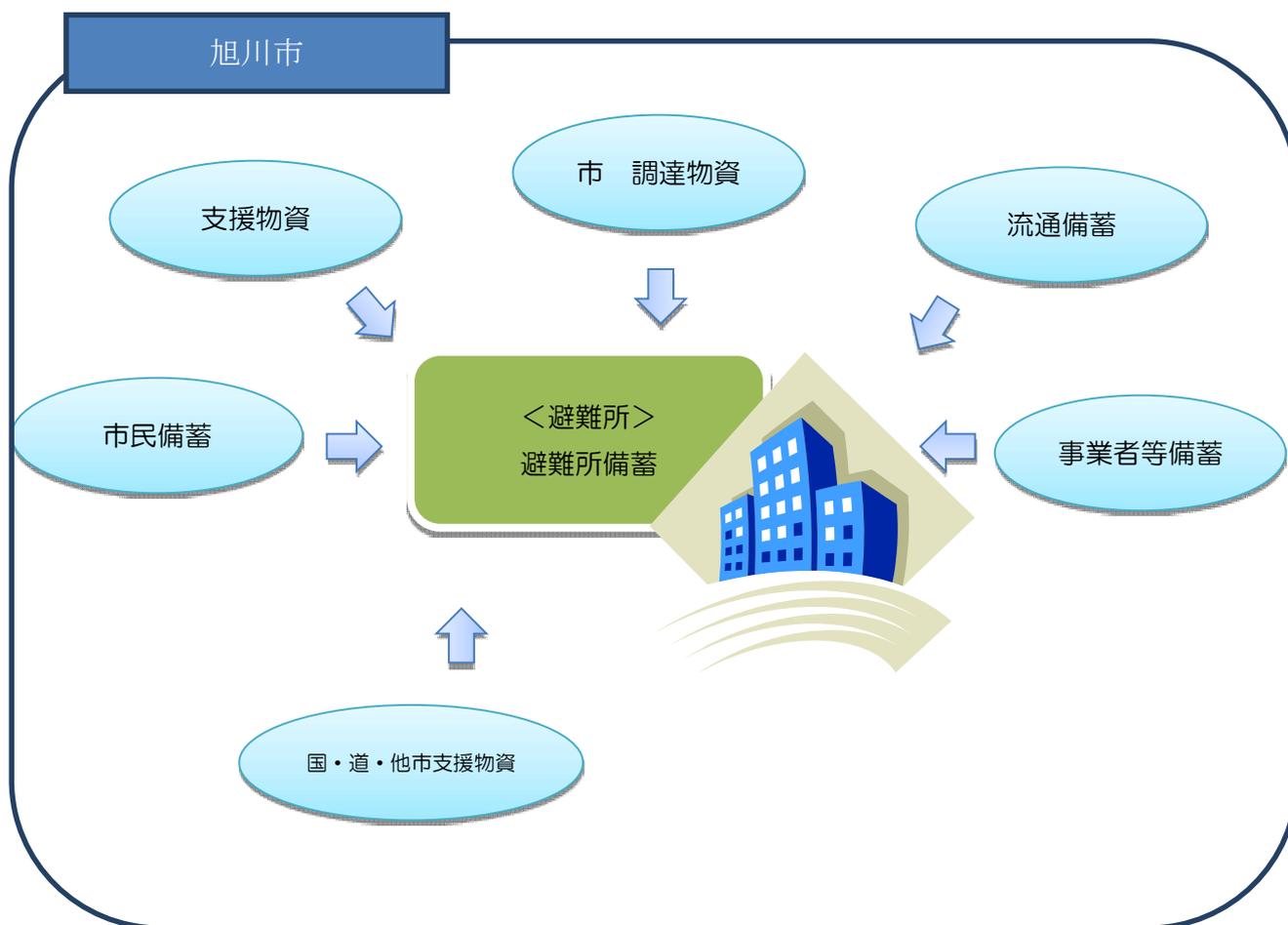
- すぐに取り出せる場所
- 耐震性
- 分散化

考慮する必要がある。

【更新】

- 食料などは、定期的な更新が必要である。

5 備蓄・調達イメージ図



6 備蓄物資支給対象者及び必要数

備蓄物資支給対象者については、「平成25年度旭川市防災アセスメント基礎調査」の旭川市直下仮想地震による避難者数の予測に基づいて算出し、想定ケースは被害が最も大きい場合の数字を備蓄物資支給対象者とする。

同調査により算出された発災当日の最大避難者数37,700人について、係数1.2（※1）を乗じた45,000人を食料品の支給対象者とする。

支援物資が到着するには一定時間が必要となり、災害直後には食料を始めとする物資が不足すると予測される。令和2（2020）年4月から、内閣府が、国、都道府県、地方公共団体で物資の調達・輸送等に必要な情報を共有するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」の稼働を開始し、以前よりも迅速かつ円滑な被災地への物資支援が行われることとなったが、能登半島地震における実例として、応急生活物資が被災地に到着したのは発災後2日目以降であった。

このことから、本市としては、発災直後から必要となる1日分（※2、3）の食料品について備蓄し、2日目以降不足する分を国、北海道からの支援及び協定締結先からの調達により賄うこととする。

- ※1 総務省消防庁（2003）（東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方に関する調査検討報告書）における避難所避難者数に対し必要とする食料給与数の係数
- ※2 令和7年7月に国の防災基本計画が修正され、市町村における避難生活に必要な物資の備蓄については、想定最大避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日分、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう示されているが、本市の財政状況や協定締結先における流通備蓄の状況等を総合的に判断し、1日分の物資の確保に努める。
- ※3 平成27（2015）年の市民アンケートでは、災害に対する備蓄を行っている市民が18.3%だったのに対し、直近（令和7（2025）年）の市民アンケートでは、何らかの備蓄を行っている市民が75.4%と大幅に上昇する結果となっている。

生活必需品等についても、45,000人を支給対象者数とし、各物資の備蓄数量は、年代等を考慮して算定する。

なお、各数値については、住民基本台帳データ（令和7（2025）年4月1日現在）及び令和6（2024）年度版旭川市統計書による。

旭川市備蓄計画（令和7（2025）年度改定版）

7 公的備蓄品目及び数量

1 食料品

(1) 品目

区分	人口割合	品目	備考
1歳以上 (要介護3以上を除く。)	97.5%	主食	保存期限5年以上
要介護3以上	2.1%	介護食	
1歳未満	0.4%	離乳食	保存期限1年6か月以上
		乳児用ミルク	
全年齢	—	補食	保存期限5年以上

※ 全品目アレルギー対応について考慮する。

【人口割合】 備蓄物資支給対象者 45,000 人に対する割合

(2) 目標値及び公的備蓄整備状況

品名	目標値の算出	【目標値】	【備蓄数 (R8.3月末見込)】
主食 ・アルファ化米 ・25年保存食 ・備蓄用パン 等	$45,000 \text{ 人} \times 97.5\% = 43,875 \text{ 人}$ $43,875 \text{ 人} \times 3 \text{ 食} \div 100 = 131,700 \text{ 食}$	131,700 食	56,680 食
介護食	$45,000 \text{ 人} \times 2.1\% = 945 \text{ 人}$ $945 \text{ 人} \times 3 \text{ 食} \div 100 = 2,900 \text{ 食}$	2,900 食	0 食
離乳食	$45,000 \text{ 人} \times 0.4\% = 180 \text{ 人}$ $180 \text{ 人} \times 3 \text{ 食} \div 100 = 600 \text{ 食}$	600 食	700 食
乳児用ミルク ・粉ミルク ・液体ミルク	$45,000 \text{ 人} \times 0.4\% = 180 \text{ 人}$ $180 \text{ 人} \times 8 \text{ 食} \div 100 = 1,500 \text{ 食}$	1,500 食	1,262 食
補食 ・栄養機能食品 ・野菜ジュース ・備蓄用菓子類 等	$45,000 \text{ 人} \times 1 \text{ 食} = 45,000 \text{ 食}$	45,000 食	30,400 食

旭川市備蓄計画（令和7（2025）年度改定版）

2 生活必需品

（1）品目

区分	人口割合	品目
全年齢	—	災害用毛布
	—	防災マット
	—	災害用寝袋
	—	携帯トイレ
	—	簡易トイレ
	—	トイレットペーパー
	—	紙コップ
	—	紙皿
	—	使い捨てスプーン
	—	食品用ラップフィルム
1歳未満	0.4%（180人）	哺乳瓶
		乳児用紙おむつ
1歳～3歳	1.6%（720人）	小児用紙おむつ
要介護3以上	2.1%（945人）	大人用紙おむつ
女性用10～54歳	22.7%（10,215人）	生理用品
おむつ支給対象者	4.1%（1,845人）	備蓄用ウェットティッシュ

（2）目標値及び公的備蓄整備状況

品名	算出	【目標値】	【備蓄数（R8.3月末見込）】
災害用毛布・・・※1	45,000人×30%	13,500枚	7,775枚
防災マット・・・※1	45,000人×30%	13,500枚	7,571枚
災害用寝袋・・・※1	45,000人×30%	13,500枚	7,271枚

※1 災害用毛布・防災マット・災害用寝袋

【住民の持参率】

東日本大震災で被災した石巻市（石巻市備蓄計画）では、約80%の避難者が非常用持出品を持参していることを考慮し、本市においては、約70%の住民が非常用持出品を持参すると想定した。

このため、45,000人×約30%の13,500枚を備蓄する。

旭川市備蓄計画（令和7（2025）年度改定版）

品名	算出	【目標値】	【備蓄数（R8.3月末見込）】
簡易トイレ	1 避難所 4 個（男 1・女 3） 70 か所×4 個=280 個	280 個	175 個
携帯トイレ ・処理剤、処理袋等	1 人 1 日 5 回使用 45,000 人×95.9%=43,155 人 43,155 人×5 回≒215,800 回分	215,800 回分	5,000 回分
哺乳瓶	45,000 人×0.4%=180 人 180 人×8 個≒1,500 個	1,500 個	1,248 個
乳児用紙おむつ	1 日 10 枚使用 45,000 人×0.4%=180 人 180 人×10 枚=1,800 枚	1,800 枚	768 枚
小児用紙おむつ	1 日 6 枚使用 45,000 人×1.6%=720 人 720 人×6 枚≒4,400 枚	4,400 枚	0 枚
大人用紙おむつ	1 日 5 枚使用 45,000 人×2.1%=945 人 945 人×5 枚≒4,800 枚	4,800 枚	320 枚
女性用生理用品	1 か月 1 回 1 日 5 枚使用 45,000 人×22.7%=10,215 人 10,215 人×7/28 日≒2,554 人 2,554 人×5 枚≒12,800 枚	12,800 枚	272 枚
トイレットペーパー	2 人 1 ロール（1 日）※ 2 45,000 人÷2=22,500 ロール	現有数を維持し、 避難所となる施設 でのストック 等で対応	1,800 ロール
紙コップ	45,000 人×97.5%=43,875 人	131,700 個	0 個
使い捨てどんぶり	43,875 人×3 食≒131,700 個	131,700 個	0 個
使い捨てスプーン		131,700 個	0 個
食品用ラップフィルム	1 本 50m÷50cm（1 食分） =100 回分 131,700 食÷100 回≒1,320 本	1,320 本	0 本
備蓄用ウェットティッシュ	45,000 人×4.1%=1,845 人 1 人 1 個（30 枚入り） ≒1,900 個	1,900 個	0 個

※2 1 ロール=シングル170mを備蓄

旭川市備蓄計画（令和7（2025）年度改定版）

3 避難所運営用資機材

目標値及び公的備蓄整備状況

品目	【目標値】	【備蓄数（R8.3月末見込）】
コークスストーブ一式 ・一式には、附属資機材含む。	○避難所 45 か所 1 避難所 3 台整備 45 か所×3 台=135 台	○避難所 45 か所 1 避難所 3 台整備 45 か所×3 台=135 台
コークス（燃料）	○避難所 45 か所 1 避難所 45 袋整備 45 か所×45 袋=2,025 袋	○避難所 45 か所 1 避難所 45 袋整備 45 か所×45 袋=2,025 袋
石油ストーブ一式 ・一式には、附属資機材含む。 ・燃料は、協定を活用（※）	○避難所 25 か所 1 避難所 2 台整備 ①25 か所×2 台=50 台 ○予備 ②4 台整備 ①+②=54 台	○避難所 25 か所 1 避難所 2 台整備 ①25 か所×2 台=50 台 ○予備 ②4 台整備 ①+②=54 台
発電機 ・燃料は、協定を活用（※）	○避難所(70 か所) ①95 台整備 ○予備 ②10 台整備 ①+②=105 台	○避難所(70 か所) ①95 台整備 ○予備 ②10 台整備 ①+②=105 台
大型救急箱	○避難所 8 か所 10 台	○避難所 8 か所 10 台
大型浄水器	○避難所 1 か所 2 台	○避難所 1 か所 2 台
浄水器	○避難所 32 か所 32 台	○避難所 32 か所 32 台
給水ポンプ	○避難所 32 か所 32 台	○避難所 32 か所 32 台
ガソリン携行缶	○避難所(70 か所) ①95 個整備 ○予備 ②10 個整備 ①+②=105 個	○避難所(70 か所) ①95 個整備 ○予備 ②10 個整備 ①+②=105 個
投光器	○避難所 70 か所 1 避難所 2 器整備 ①70 か所×2 器=140 器 ○予備 ②14 器整備 ①+②=154 器	○避難所 70 か所 1 避難所 2 器整備 ①70 か所×2 器=140 器 ○予備 ②14 器整備 ①+②=154 器

旭川市備蓄計画（令和7（2025）年度改定版）

品 目	【目標値】	【備蓄数（R8.3月末見込）】
コードリール	○避難所 70 か所 ①165 個 1 避難所 2～3 個整備 ○予備 ②16 個整備 ①+②=181 個	○避難所 70 か所 ①165 個 1 避難所 2～3 個整備 ○予備 ②16 個整備 ①+②=181 個
やかん	○避難所 70 か所 1 避難所 2 個整備 ①140 個 ○予備 ②8 個整備 ①+②=148 個	○避難所 70 か所 1 避難所 2 個整備 ①140 個 ○予備 ②8 個整備 ①+②=148 個
灯油タンク	○避難所 25 か所 1 避難所 10 個整備 ①250 個 ○予備 ②20 個整備 ①+②=270 個	○避難所 25 か所 1 避難所 10 個整備 ①250 個 ○予備 ②20 個整備 ①+②=270 個
灯油ポンプ	○避難所 25 か所 1 避難所 2 個整備 ①50 個 ○予備 ②4 個整備 ①+②=54 個	○避難所 25 か所 1 避難所 2 個整備 ①50 個 ○予備 ②4 個整備 ①+②=54 個
鍋	○避難所 70 か所 1 避難所 2 個整備 ①70 か所×2 個=140 個 ○予備 ②8 個整備 ①+②=148 個	○避難所 70 か所 1 避難所 2 個整備 ①70 か所×2 個=140 個 ○予備 ②8 個整備 ①+②=148 個
簡易水槽	○避難所 45 か所 ①93 個整備 ○予備 ②25 個整備 ①+②=118 個	○避難所 45 か所 ①93 個整備 ○予備 ②25 個整備 ①+②=118 個

旭川市備蓄計画（令和7（2025）年度改定版）

品目	【目標値】	【備蓄数（R8.3月末見込）】
生活用水資機材一式	○避難所 45 か所 1 避難所 1 式整備 ①45 式 ○予備 ②5 式整備 ①+②=50 式	○避難所 45 か所 1 避難所 1 式整備 ①45 式 ○予備 ②5 式整備 ①+②=50 式
カセットコンロ	○避難所 25 か所 1 避難所 2 個整備 50 個	○避難所 25 か所 1 避難所 2 個整備 50 個
給水タンク	○避難所 1 か所 10 個整備	○避難所 1 か所 10 個整備

※「8 流通在庫備蓄」◆流通備蓄に関する協定一覧（13ページ）参照

4 感染症対策用品

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大を契機に、避難所での感染症対策が課題となった。本計画において数量の目標値は設定しないが、状況に応じて効果的かつ効率的に感染症対策用品の整備を行う。本市が避難所用感染症対策用品として備蓄している品目は次のとおりである。

品目	【備蓄数（R8.3月末見込）】
マスク	40,000 枚
非接触型温度計	60 個
段ボールベッド	200 個
タープテント	100 張
使い捨て手袋	5,300 双
保護メガネ	156 個
ゴミ袋	45 リットル：3,000 枚 20 リットル：30,000 枚
ゴミ箱	120 個
ペーパータオル	240,000 枚

旭川市備蓄計画（令和7（2025）年度改定版）

5 避難所環境整備用資機材

避難者の災害関連死の防止を目的として、発災直後から良好な避難所環境を整えるため、次の資機材について整備を行う。このほか、バリアフリートイレなどの要配慮者に配慮した資機材等については、避難者の人数やニーズに合わせて確保するなど、可能な範囲で避難所環境の整備に努めるものとする。

品 目	【目標値】	【備蓄数（R8.3月末見込）】
ポータブル電源	指定福祉避難所 （市内小中学校保健室）75 か所 1 避難所 1 式整備 75 式	0 式
ポータブルストーブ	指定福祉避難所 （市内小中学校保健室）75 か所 1 避難所 1 台整備 75 台	0 台
避難所用テント	避難者 45,000 人×12.2%（※）≒5,500 人 1 人 1 張整備 5,500 張	0 張
簡易ベッド （段ボールベッド等）	避難者 45,000 人×12.2%（※）≒5,500 人 1 人 1 個整備 5,500 個	0 個

※ 人口に対する要介護者、障がい者等の要配慮者割合(10.2%) + 0～3歳児の割合(2.0%)

旭川市備蓄計画（令和7（2025）年度改定版）

8 流通在庫備蓄

◆流通備蓄に関する協定締結一覧

（令和8年2月現在：旭川市との協定）

協定名	協定内容	協定先
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	応急生活物資供給	生活協同組合コープさっぽろ
		株式会社サッポロドラッグストアー
		イオン北海道株式会社
		株式会社ドン・キホーテ
		株式会社ツルハ
		あさひかわ農業協同組合
		NPO 法人コメリ災害対策センター
		株式会社セブン-イレブン・ジャパン
		株式会社サンドラッグプラス
		株式会社トライアルカンパニー
		株式会社ダイイチ
協定名	協定内容	協定先
災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定	燃料物資供給	旭川地方石油販売業協同組合 旭川地方灯油小売商組合
災害等の発生時における旭川市と社団法人北海道エルピーガス協会上川支部の応急・復旧活動の支援に関する協定		一般社団法人北海道エルピーガス協会 上川支部

9 備蓄整備品目等の調査・研究

品目・目標数を定めていない資機材等についても、随時、調査・研究を行い、備蓄スペース等を考慮しながら整備を進めていくこととする。

現在、検討している項目は次のとおりである。

- ・災害対応や非常時優先業務に従事する災害対応従事者用の備蓄食料
- ・日用品セット（歯ブラシ等）
- ・感染症対策用品（間仕切り、医療用ガウン、アルコール消毒液（容器、噴霧器）、フェイスシールド、マウスシールド）
- ・ペットケージ

※ その他、社会情勢等により突発的に必要となる物品については、計画によらず柔軟に備蓄品の整備を行っていくものとする。

10 備蓄倉庫

本市の備蓄物資は、主に廃校施設1か所に集中備蓄しているほか、市内小中学校等の空きスペースで保管している。しかしながら、廃校施設は老朽化のため保管環境が劣悪であることに加えて、市街地から約10kmほど離れた郊外地区に立地しているため、災害時の迅速な物資の供給に支障を来すおそれがある。また、小中学校等は現状においても狭隘なスペースに保管している事例が多く、必要となった際の取り出しに苦慮することが予想される。

災害時には、備蓄物資を迅速に避難者へ供給することが重要となることから、現状の課題解消に向け、今後増量を予定している各種備蓄物資の最適な保管環境の確保と、災害時の迅速な供給を可能とする新たな備蓄倉庫の整備について検討する。

また、河川氾濫による道路寸断等を考慮した分散配置についても検討する。

旭川市備蓄計画

平成27年（2015年）12月策定
令和 2年（2020年）12月改定
令和 5年（2023年） 3月一部修正
令和 8年（2026年） 2月改定

〒070-8525
旭川市7条通9丁目
旭川市防災安全部防災課
TEL 0166-25-9840
